

滋賀県食の安全・安心推進計画

平成 29 年度取組実績および平成 30 年度取組計画

施策 No	施策名	項	施策 No	施策名	項
【生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止】			【県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上】		
①	食の安全に関する危機管理体制の整備	1	⑫	リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映	21
②	効果的な食品衛生監視指導の実施	3	⑬	食の安全性に関する情報の提供	23
③	食中毒の発生防止対策の推進	5	⑭	食育の推進	25
④	食品等の試験検査による安全性の確保	7	⑮	地産地消の推進	27
⑤	食肉・食鳥肉の衛生確保の推進	9			
【関係事業者の責任による食品の安全確保】					
⑥	農業生産工程管理（GAP）の取組推進	11			
⑦	環境こだわり農業の推進	12			
⑧	生産における薬剤などの適正使用の推進	13			
⑨	畜産物の安全性向上	15			
⑩	食品等事業者の自主衛生管理の促進	17			
⑪	適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及	19			

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止		関係課	全ての関係各課 生活衛生課
施策	施策1 食の安全に関する危機管理体制の整備			
施策の方向	条例第24条に基づき、食品による大規模、または重大な健康被害の発生に平常時から備えるとともに、緊急事態には県関係機関が被害拡大防止や的確な情報の伝達・提供に速やかに対処します。			
	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	<p>1 健康危機未然防止対策（平常時の情報の収集・発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係事業者および消費者への情報の発信（すべての関係課） 食の安全プッチ通信（しらせる滋賀情報サービス）の配信 20回（生活衛生課） <p>2 模擬訓練、マニュアル点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な健康危害の発生を想定した模擬訓練（生活衛生課） 「ノロウイルスの基本知識と対策」の講演を行い、4~5名のグループにより大規模な健康危害の発生を想定した机上訓練を行った。 日時：平成29年11月8日14時～16時30分 場所：滋賀県危機管理センター災害対策室（大津市） 参加者：県内の学校給食共同調理場の所長、栄養教諭等 24名 ●連絡網・危機対応マニュアルの整備（すべての関係課） 別表の「食の安全危機管理マニュアル」の点検を実施し、改正を行うなど必要な見直しを行った。 ●健康危機事案に対応できる人材養成（生活衛生課） 健康危機管理研修会（H29.10.11～10.31 国立保健医療科学院）に1名参加した。 <p>3 緊急時の体制整備と情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確で分かりやすい健康危害情報の発信（すべての関係課） 県ホームページへの掲載および「しらがメール」の配信により、食中毒情報を発信し、注意喚起を行った。（生活衛生課） 県内食中毒発生情報11回 ●国や他府県、関係機関との連携強化（すべての関係課） 食中毒発生時は、厚生労働省食中毒被害情報管理室に報告するとともに、食中毒調査支援システムに情報を掲載するなどして全国自治体と情報共有を行った。 		<p>1 健康危機未然防止対策（平常時の情報の収集・発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係事業者および消費者への情報の発信（すべての関係課） 食の安全プッチ通信（しらせる滋賀情報サービス）により、食中毒注意報、食中毒予防等の啓発メールを配信する。（生活衛生課） <p>2 模擬訓練、マニュアル点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な健康被害の発生を想定した模擬訓練（生活衛生課） 開催時期：10月中旬 場所：危機管理センター災害対策室（予定） 対象者：県内の大型食品販売店のエリアマネージャー、店長等 ●連絡網・危機対応マニュアルの整備（すべての関係課） 食の安全に係る危機管理のマニュアルの実効性を確保するため、定期的にマニュアルの点検を実施し、必要な見直しを行う。 ●健康危機事案に対応できる人材養成（生活衛生課） 健康危機管理研修会に職員を派遣して、人材を養成する。 <p>3 緊急時の体制整備と情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験検査体制の充実（生活衛生課） 本県単独で対応することが困難な新規病因物質が疑われる事例の検査については、近隣府県と連携し対応する。 ●的確で分かりやすい健康危害情報を発信（すべての関係課） 県ホームページ等を通じて、食中毒発生情報などを発信する。（生活衛生課） ●国や他府県、関係機関との連携の強化（すべての関係課） 食中毒等健康危害事例発生時に備え、連絡網を整備するとともに、食中毒調査支援システムの情報を注視し、必要に応じて、厚生労働省食中毒被害情報管理室に報告し、発生時には全国自治体の情報を共有する。 	

	<p>【評価】 食中毒等の健康危機情報を速やかに発信するとともに、大規模食中毒発生時の模擬訓練を実施して、食品による重大な緊急事態に備えることができた。</p>						
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	大規模な健康危害の発生を想定した模擬訓練の実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回

別表

区分	担当課	○見直したマニュアル名 (●: 改正したマニュアル)
① 全般	健康福祉政策課 (3)	○健康危機管理調整会議設置要綱、○健康危機管理の基本マニュアル、○健康危機管理マニュアル (広報編)
② 食中毒	生活衛生課 (3)	○食中毒処理要領、●食中毒注意報発令要領、○ノロウイルス食中毒注意報発令要領
	薬務感染症対策課 (1)	○健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領
	保健体育課 (2)	○食中毒発生対応マニュアル、●県立学校の学校給食における異物混入発生時対応マニュアル
③ 食肉等	生活衛生課 (4)	○と畜検査に係る炭疽処理要領、○食肉衛生検査所口蹄疫対応要領、○滋賀県食肉衛生検査所牛海綿状脳症検査対応マニュアル ○滋賀県伝達性海綿状脳症検査実施要領
	畜産課 (2)	○滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル、○滋賀県口蹄疫防疫対応マニュアル
	水産課 (1)	○滋賀県コイヘルペスウイルス病対策本部設置要綱
④ 飲料水	生活衛生課 (5)	○滋賀県飲用井戸等衛生対策要領、○滋賀県水道水健康危機管理実施要綱・要領、○滋賀県水道技術支援チーム設置要領、 ●滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領、○地下水・土壌調査等に基づく飲用指導要領
⑤ 毒物・劇物	薬務感染症対策課 (2)	○毒物劇物等による事故発生時における解毒薬の供給要領、○毒物及び劇物の事故時における応急措置に関する基準
⑥ 感染症	薬務感染症対策課 (6)	○原因不明の感染症が疑われる集団発生対策実施要領、○感染症予防対策事務処理要綱、○滋賀県感染症健康危機管理実施要領、 ○腸管出血性大腸菌感染症発生時の対応マニュアル、○集団嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) にかかる調査の手引き、 ○高病原性鳥インフルエンザ発生時対応基本マニュアル (疫学調査・健康管理編)

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止		関係課	生活衛生課																														
施策	施策2 効果的な食品衛生監視指導の実施																																	
施策の方向	食品等の安全性を確保するため、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、飲食店、販売業、製造業、輸入業に対して、効果的な監視指導を行います。																																	
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画																															
	<p>1 効果的な監視指導</p> <p>食品衛生監視指導計画で監視の必要性を4ランクに分類し、標準年間立入回数を定め、監視指導計画数12,378件に対し、12,246件の監視指導を実施した。</p> <p>●監視指導実施数:12,246件 (許可施設:8,861件、届出施設:3,385件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク(標準年間立入回数)</th> <th>許可施設</th> <th>届出施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回(広域流通食品製造施設など)</td> <td>413</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2回(大規模食品販売店など)</td> <td>1755</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)</td> <td>5,491</td> <td>1,882</td> </tr> <tr> <td>必要時(収去検査、苦情対応など)</td> <td>1,128</td> <td>494</td> </tr> </tbody> </table> <p>●重点監視指導</p> <p>(1) カンピロバクター等食中毒予防一斉監視(29.5.1~29.6.30) 延べ246施設 指導件数132件</p> <p>(2) 食品、添加物等の夏期一斉監視(29.7.1~29.7.31) 延べ1,626施設 指導件数133件</p> <p>(3) 食品、添加物等の年末一斉監視(29.12.1~29.12.28) 延べ1,939施設 指導件数119件</p> <p>(4) 食品表示一斉監視(30.1.4~30.2.28) 延べ415施設 指導件数59件</p> <p>2 広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導</p> <p>●対象となる599施設に対して、709件の専門的な監視指導を実施した。</p> <p>●より高度で専門的な監視を行うため、保健所等食品衛生監視員を対象として、HACCP手法による衛生管理の実施研修を4回延べ4人に実施するとともに、外部の研修へ7回延べ10人を派遣した。</p>		ランク(標準年間立入回数)	許可施設	届出施設	3回(広域流通食品製造施設など)	413	15	2回(大規模食品販売店など)	1755	1200	1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,491	1,882	必要時(収去検査、苦情対応など)	1,128	494	<p>1 効果的な監視指導</p> <p>「平成30年度滋賀県食品衛生監視指導計画」を定め、各保健所等の監視指導実施計画に基づき効果的・効率的な監視指導を行う。</p> <p>●監視指導計画数:12,871件 (許可施設:8,920件、届出施設:3,951件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク(標準年間立入回数)</th> <th>許可施設</th> <th>届出施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回(広域流通食品製造施設など)</td> <td>413</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2回(大規模食品販売店など)</td> <td>1,908</td> <td>1,231</td> </tr> <tr> <td>1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)</td> <td>5,580</td> <td>2,190</td> </tr> <tr> <td>必要時(収去検査、苦情対応など)</td> <td>1,019</td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table> <p>●重点監視指導</p> <p>(1) 食品、添加物等の夏期一斉監視(7月) 対象施設:卸売市場、大型食品販売店、飲食店(弁当屋、仕出し屋)等</p> <p>(2) 食品、添加物等の年末一斉監視(12月) 対象施設:卸売市場、大型食品販売店、飲食店(弁当屋、仕出し屋)等</p> <p>(3) 食品表示一斉監視(1~2月) 対象施設:地域特産食品の製造および販売施設</p> <p>(4) カンピロバクター等食中毒予防対策(通年) 対象施設:生肉(鶏肉)料理提供施設、生食用食肉取扱施設、認定小規模食鳥処理場および併設食品営業施設</p> <p>(5) 自主衛生管理マニュアル重点監視(通年) 対象施設:従事者数が10人以上の飲食店、大型食品販売店</p> <p>2 広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導</p> <p>●食品安全監視センターの専任監視員による専門的な監視指導を年1~3回実施する。(対象施設数:633施設)</p> <p>●食品衛生監視員の資質向上のため、専門的な監視指導技術の研修を行う。</p>		ランク(標準年間立入回数)	許可施設	届出施設	3回(広域流通食品製造施設など)	413	15	2回(大規模食品販売店など)	1,908	1,231	1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,580	2,190	必要時(収去検査、苦情対応など)	1,019	515
	ランク(標準年間立入回数)	許可施設	届出施設																															
3回(広域流通食品製造施設など)	413	15																																
2回(大規模食品販売店など)	1755	1200																																
1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,491	1,882																																
必要時(収去検査、苦情対応など)	1,128	494																																
ランク(標準年間立入回数)	許可施設	届出施設																																
3回(広域流通食品製造施設など)	413	15																																
2回(大規模食品販売店など)	1,908	1,231																																
1回(一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,580	2,190																																
必要時(収去検査、苦情対応など)	1,019	515																																

	<p>3 食品輸入事業者の届出事項の確認</p> <p>●輸入業者の届出件数 1件</p> <p>【評価】</p> <p>飲食店等の食品営業施設に対する監視指導の実績は、計画数に対し 98.9%の実施率であるが、監視員の減少の対策を検討する必要がある。広域流通食品製造施設に対しては、専任の食品衛生監視員が高度で専門的な監視を実施し、HACCPの取組を指導した。</p>	<p>3 食品輸入事業者の届出事項の確認</p> <p>●輸入業の届出について、届出事項の確認を行う。</p>					
	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	
	①食品衛生監視指導計画に定める監視指導件数	H26 14,132	H27 12,957	H28 12,552	H29 12,246	H30 12,871	H30:15,000
	②対象となる施設に対する専門監視の実施率	191%	144%	137%	134%	150%	毎年150%

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止			関係課	生活衛生課																								
施策	施策3 食中毒の発生防止対策の推進																												
施策の方向	食中毒の発生件数は全国的に減少傾向にありますが、患者数はほぼ横ばい状態にあります。食中毒発生防止のため調理従事者や県民へ正しい知識や最新の情報を発信し、適切な対応と対策を推進します。																												
平成29年度取組実績 および 平成30年度取組計画	平成29年度取組実績			平成30年度取組計画																									
	<p>1 食中毒関係情報の発信・講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県ホームページ「食の安全情報」において、食中毒発生情報、食中毒注意報等の情報を掲載した。 ●食中毒注意報の発令と周知 <ul style="list-style-type: none"> (1)夏季期間中(7/1~9/30)に1回の食中毒注意報を発令し、広報・メール等により、周知を図った。 (2)冬季期間中(11/1~3/31)に5回のノロウイルス食中毒注意報を発令し、広報・メール等により、周知を図った。 ●食品衛生月間の実施(8/1~8/31) 各保健所等において次の啓発事業を実施した。 街頭啓発：9か所、延べ7時間、延べ動員数72名 重点監視指導：412施設 食品衛生講習会：12回(314名) 			<p>1 食中毒関係情報の発信・講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県ホームページ「食の安全情報」に食中毒発生状況などを掲載する。 ●食中毒注意報の発令と周知 <ul style="list-style-type: none"> (1)細菌性食中毒が発生しやすい気象条件になった時に食中毒注意報を発令し、食品関係業者および県民に対し、食品の取扱いに関する注意喚起を行う。 (2)ノロウイルス食中毒が発生しやすい冬季にノロウイルス食中毒注意報を発令し、関係業者等に対し、健康管理・衛生管理の注意喚起を行う。 ●食品衛生月間の実施(8月) 県民に対する食品衛生知識の普及・啓発を目的として、各保健所が(一社)滋賀県食品衛生協会と協力し、街頭啓発等各種啓発事業を実施する。 																									
	<p>2 食中毒発生時の迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食中毒事件の発生時は最優先で対応した。(大津市を除く) <table border="1"> <thead> <tr> <th>病因物質</th> <th>事件数</th> <th>患者数</th> <th>備考(推定原因食品)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カンピロバクター</td> <td>7</td> <td>46</td> <td>鶏刺身、鶏たたき</td> </tr> <tr> <td>ノロウイルス</td> <td>4</td> <td>88</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>腸管出血性大腸菌0157</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>179</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			病因物質	事件数	患者数	備考(推定原因食品)	カンピロバクター	7	46	鶏刺身、鶏たたき	ノロウイルス	4	88	不明	腸管出血性大腸菌0157	2	14	不明	不明	1	31	不明	合計	14	179		<p>2 食中毒発生時の迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携と迅速な対応 腸管出血性大腸菌などの感染症の届出により食中毒が疑われる事例については、関係部局と協力して調査を実施する。 	
	病因物質	事件数	患者数	備考(推定原因食品)																									
カンピロバクター	7	46	鶏刺身、鶏たたき																										
ノロウイルス	4	88	不明																										
腸管出血性大腸菌0157	2	14	不明																										
不明	1	31	不明																										
合計	14	179																											
<p>●感染症と食中毒の両方が疑われる健康危害事例については、関係部局と連携して調査を実施した。</p>																													
<p>3 事故の教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒に対応するため、焼肉・焼き鳥料理店等肉料理提供施設等に対する一斉監視を実施した。 ・食中毒発生防止の効果的な指導を図るため、生食用の食鳥肉等の取扱実態につ 			<p>3 事故の教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒に対応するため、平成29年度に引き続いて焼肉、焼き鳥料理店等の食鳥肉を生食として提供する施設等における衛生管理の徹底を図るとともに、県民に対し、カンピロバクターおよび腸管出血性大腸菌等による食中毒に 																										

	<p>いて正確に把握する必要があることから、飲食店等を対象とする実態調査を行った。</p> <p>【評価】 人口 10 万人あたりの食中毒患者数は、全国平均が 9.9 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）に対して、本県は 16.7 人であり、全国平均を上回った。これは、患者数 30 人を超える食中毒事件が 2 件発生したことが一つの要因と考えている。これらの教訓を活かし、更なる食中毒予防に努めたい。</p>	<p>関する正しい知識の普及および啓発を図る。</p>					
<p>数値目標</p>	<p>項 目</p>	<p>実 績 H 2 6</p>	<p>実 績 H 2 7</p>	<p>実 績 H 2 8</p>	<p>実 績 H 2 9</p>	<p>目 標 H 3 0</p>	<p>目 標 毎 年</p>
	<p>人口 10 万人あたりの食中毒患者数</p>	<p>県 : 21.8 人 全国 14.1 人</p>	<p>県 : 30.1 人 全国 : 12.1 人</p>	<p>県 : 30.1 人 全国 : 12.1 人</p>	<p>県 : 16.7 人 全国 : 9.98 人</p>	<p>全国平均以下</p>	<p>全国平均以下</p>

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止				関係課	生活衛生課																				
施策	施策4 食品等の試験検査による安全性の確保																									
施策の方向	健康被害や不良食品の流通を防止するため、食品添加物や残留農薬等の検査を実施し、食品等の安全性を確保するとともに、試験検査の高度化および精度管理の向上に努めます。																									
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績				平成30年度取組計画																					
	<p>1 県内生産・製造食品の試験検査の実施</p> <p>●県内で製造される食品の検査 [1,186 検体] 食品製造施設等で取去した1,186 検体の検査を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>微生物検査</th> <th>添加物検査</th> <th>残留農薬等検査</th> <th>放射性物質検査</th> <th>その他※検査</th> </tr> <tr> <td>530 検体</td> <td>94 検体</td> <td>211 検査</td> <td>155 検体</td> <td>196 検体</td> </tr> </table> <p>発見された違反食品は、アイスクリーム類の大腸菌群陽性(1 検体) および細菌数超過(1 検体) であった。 (※遺伝子組換え食品 8 検体、アレルギー 38 検体を含む。)</p> <p>●広域流通食品の検査 [570 検体] 県内で販売される輸入食品などの広域流通食品を量販店等で購入して、570 検体の検査を行い、検査結果を公表した。() 内は輸入食品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>食中毒菌等検査</th> <th>指定添加物検査</th> <th>指定外添加物検査</th> <th>残留農薬検査</th> <th>放射性物質検査</th> </tr> <tr> <td>50 検体(0)</td> <td>270 検体(30)</td> <td>50 検体(50)</td> <td>110 検体(110)</td> <td>90 検体(0)</td> </tr> </table> <p>違反食品は、発見されなかった。</p> <p>●食品の安全性確保のための調査研究 [197 検体] 監視指導や自主衛生管理等の助言等に必要微生物検査、理化学検査を 197 検体実施した。 【計 1,951 検体】</p>				微生物検査	添加物検査	残留農薬等検査	放射性物質検査	その他※検査	530 検体	94 検体	211 検査	155 検体	196 検体	食中毒菌等検査	指定添加物検査	指定外添加物検査	残留農薬検査	放射性物質検査	50 検体(0)	270 検体(30)	50 検体(50)	110 検体(110)	90 検体(0)	<p>1 県内生産・製造食品の試験検査の実施</p> <p>●県内で製造される食品の検査 [1,200 検体] 食中毒の発生防止および不良食品の流通防止を図るため、保健所等の食品衛生監視員が抜き取り検査を行い、食品衛生法等に基づく試験検査を実施し、違反食品の排除を行う。</p> <p>●広域流通食品の検査 [600 検体] 県内で販売される広域流通食品について、県民の不安の解消を目的として、県政モニターアンケートの結果を基に食品を選定し、検査結果をわかりやすく公表する。</p> <p>●食品の安全性確保のための調査研究 [200 検体] 監視指導や自主衛生管理等の助言等に必要調査・研究テーマを決めて検査を実施する。</p>	
	微生物検査	添加物検査	残留農薬等検査	放射性物質検査	その他※検査																					
	530 検体	94 検体	211 検査	155 検体	196 検体																					
	食中毒菌等検査	指定添加物検査	指定外添加物検査	残留農薬検査	放射性物質検査																					
50 検体(0)	270 検体(30)	50 検体(50)	110 検体(110)	90 検体(0)																						
<p>2 試験検査の精度向上</p> <p>分析機器の精度点検、外部精度管理の実施、食品検査施設における業務管理(GLP) および研修会への参加等、食品等試験検査業務の適正管理に努めた。</p>				<p>2 試験検査の精度向上</p> <p>検査に関する信頼性を確保するため、G L P (試験検査業務の適正管理運営基準) を徹底する。</p>																						
<p>【評価】</p> <p>食品の成分規格、添加物使用基準、残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー含有食品、残留動物用医薬品、放射性物質検査など計 1,951 検体の検査を食品衛生監視指導計画に基づき実施し、県内に流通する食品の安全性を確認し、違反食品を排除する</p>																										

	ことができた。						
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	計画 H30	目標 毎年
	①県内で製造される食品の検査	1,258 検体	1,232 検体	1,188 検体	1,186 検体	1,200 検体	1,200 検体
	②広域流通食品の検査	603 検体	585 検体	572 検体	570 検体	600 検体	600 検体
	③食品の安全性確保のための調査研究	178 検体	199 検体	105 検体	197 検体	200 検体	200 検体

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止			関係課	生活衛生課															
施策	施策5 食肉・食鳥肉の衛生確保の推進																			
施策の方向	と畜場および食鳥処理場における食肉・食鳥肉の安全性を確保するため、と畜検査の実施とともに、処理施設の衛生管理および微生物による汚染防止を推進します。																			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績			平成30年度取組計画																
	<p>1 と畜場における衛生管理の推進</p> <p>●と畜検査の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>と畜検査頭数</th> <th>全部廃棄頭数</th> <th>一部廃棄頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>8,059</td> <td>12</td> <td>7,199</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>4,517</td> <td>4</td> <td>3,579</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,576</td> <td>16</td> <td>10,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>・BSEスクリーニング検査（24か月齢超の異常を呈する牛）：牛21頭全て陰性</p> <p>●食中毒菌・微生物汚染指標菌の検査474検体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉・食鳥肉における汚染実態調査（枝肉等）（314検体） 一般生菌数、大腸菌群数、カンピロバクター属菌、サルモネラ等 ・食肉・食鳥肉における微生物制御のモニタリング（160検体） 腸管出血性大腸菌0157 <p>●動物用医薬品の残留検査（86検体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品に係る収去（86検体） <p>●衛生点検・検証の実施</p> <p>衛生管理状況の検証：開場日毎</p> <p>●関係事業者協議、衛生講習会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者との協議（業務調整会議）12回 ・衛生講習会 3回 <p>●HACCPプラン外部検証の実施（4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀食肉センターの外部検証の実施等によるHACCPプランの技術指導を実施した。 <p>2 食鳥処理場における衛生管理の推進</p> <p>食鳥処理衛生管理者による適正な確認検査および食鳥処理場における衛生的な処理を指導した。（食鳥処理施設35施設 監視指導60件）</p>				と畜検査頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数	牛	8,059	12	7,199	豚	4,517	4	3,579	計	12,576	16	10,778	<p>1 と畜場における衛生管理の推進</p> <p>●と畜検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BSEスクリーニング検査（24か月齢超の異常を呈する牛） <p>●食中毒菌・微生物汚染指標菌の検査400検体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉・食鳥肉における汚染実態調査（枝肉等）（250検体） 一般生菌数、大腸菌群数、カンピロバクター属菌、サルモネラ等 ・食肉・食鳥肉における微生物制御のモニタリング（150検体） 腸管出血性大腸菌0157 <p>●動物用医薬品の残留検査（86検体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品に係る収去（86検体） <p>●衛生点検・検証の実施</p> <p>衛生管理状況の検証：開場日毎</p> <p>●関係事業者協議、衛生講習会等の開催（14回）</p> <p>と畜場衛生管理責任者、作業衛生責任者および滋賀食肉センター関係者等に対する講習会等を実施する。</p> <p>●HACCPプラン外部検証の実施（12回）</p> <p>2 食鳥処理場における衛生管理の推進</p> <p>食鳥処理衛生管理者による適正な確認検査および食鳥処理場における衛生的な処理を指導します。</p>
	と畜検査頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数																	
牛	8,059	12	7,199																	
豚	4,517	4	3,579																	
計	12,576	16	10,778																	

	<p>【評価】 専任の獣医師職員によると畜検査により疾病獣畜の食肉を排除するとともに、と畜場の設備および食肉の衛生検査を実施し、衛生管理の徹底を図った。 また、と畜場法施行規則に新設されたHACCPによる工程管理の基準に基づく指導や、輸出食肉認定施設として認可を取得しているマカオ、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、台湾への輸出食肉の衛生確保など、より高度な衛生管理の指導を実施した。</p>						
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食中毒原因菌・微生物汚染指標菌の検査	282件	428件	387件	474件	400件	400件
	②動物用医薬品・農薬の残留検査	80件	80件	84件	86件	86件	80件
	③関係事業者協議、衛生講習会等の開催	14回	14回	16回	15回	14回	12回
	6回	11回	12回	4回	4回	12回	

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保					関係課	食のブランド推進課		
施策	施策6 農業生産工程管理（GAP）の取組推進								
施策の方向	農業生産現場において、食の安全・安心に対する消費者の信頼をより一層高めるため、農産物の安全性確保等を目指して、農業生産工程管理（GAP）の取組を推進します。								
平成29年度取組実績 および 平成30年度取組計画	平成29年度取組実績			平成30年度取組計画					
	<p>1 生産者および産地等への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA、県からなる滋賀県GAP推進チームで、県域でのGAP推進を行った。 ・普及指導員を中心に農談会や研修会等での普及啓発活動を行った。 <p>2 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GAPに関する普及指導員の資質向上（指導員研修へ参加9名） <p>3 生産者および産地等における取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際水準GAPの認証取得を目指す農業者に対し、普及指導員がGAP指導者として営農指導員やコンサル等と連携し、認証取得の支援を行った。 <p>【評価】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の食材調達に国際水準GAPが要件化されたことを受け、産地の状況や取引相手が求めるGAPに対応できるよう支援を行い、国際水準GAPの認証取得が8組織にまで拡大した。</p>			<p>1 滋賀県版GAPの普及推進活動</p> <p>「滋賀県版GAP」の内容を確保しつつ、産地の状況や取引相手が求めるGAPに対応するよう改善・実践し、国際水準GAPの認証取得推進のため、指導者の育成を図り、産地への啓発活動等を行う。</p> <p>2 指導者の育成</p> <p>研修会の開催等により、産地等における指導者を育成する。 国際水準GAPの指導員の育成のため、先進的な産地をモデルとし、認証取得支援に向けた研修会を開催する。</p> <p>3 GAPの認証取得に対する支援</p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への食材提供、またそれ以降の流通の変化をにらみ、滋賀県GAP推進チームとも連携し、国際水準GAPの普及拡大を図る。 取引相手の求めに応じたGAPの認証取得に向けた指導や助言、情報提供等を行う。</p>					
数値目標	項目			実績	実績	実績	実績	計画	目標
	① GAPに取組む生産組織数			H26 126組織	H27 130組織	H28 116組織	H29 112組織	H30 —	H32 150組織

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	食のブランド推進課				
施策	施策7 環境こだわり農業の推進							
施策の方向	化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の5割以下に減らすとともに、琵琶湖等への環境の負荷を減らす技術で栽培する「環境こだわり農業」を進め、より安全で安心な農産物の供給を一層推進します。							
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画					
	<p>1 環境に配慮した技術の実践拡大 パンフレットや研修会により、取組技術の周知を図るとともに技術指導による支援を行い、環境こだわり農産物の生産を推進した。</p> <p>2 地域ブランド化の推進 ・「みずかがみ」を中心とする環境こだわり米の作付推進を図った。 ・JA等における産地および生産者組織の育成と環境こだわり農産物認証マークの表示促進のための支援をした。</p> <p>3 環境こだわり農産物の積極的な利用促進 ・京阪神を中心に、東海・関東圏において環境こだわり米キャンペーンを実施し、環境こだわり米・環境こだわり農産物のPRを行った。 ・環境こだわり農産物をPRするための資材としてふうどぶっくやタブロイド紙を作成し、県外に対し環境こだわり農産物のPRを行った。</p> <p>【評価】 環境保全型農業直接支払交付金の活用等により、環境こだわり米の作付面積は、「みずかがみ」で250ha増加したものの、キヌヒカリ等で減少し30ha増の13,614haにとどまった。今後、全国のトップランナーとして環境こだわり農業の取組を維持・拡大できるよう、「みずかがみ」の生産拡大に加え、「環境こだわり米コシヒカリ」の有利販売に向けた取組を強化する。さらに、水稻のオーガニック栽培技術の普及、販路開拓、ブランド化に向けた取組を始め、琵琶湖を抱える滋賀ならではの象徴的な取組として全国に発信することで、環境こだわり農業全体のブランド力向上につなげる。</p>		<p>1 環境保全型農業直接支払交付金による生産支援</p> <p>2 「みずかがみ」の生産流通の拡大 ・食味、収量、品質の高位安定化に向けた生産者の組織的な取組を支援 ・卸のニーズや消費者の評価を生産者に直接伝える場の設置 ・プレミアムみずかがみの買取集荷支援 ・テレビCM放映等PR支援</p> <p>3 環境こだわり農産物の販売促進 ・環境こだわり米コシヒカリの販路拡大（家庭用コシヒカリは全量こだわり栽培を目指す） ・環境こだわり米キャンペーンの実施</p> <p>4 農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業（有機農業）の推進 ・平成31年産（2019年産）からの「(仮称)オーガニック・近江米」の作付拡大に向け、安定栽培技術の普及（実演会、栽培の手引作成等）、販路開拓、ブランド化に向けた取組を実施</p>					
数値目標	項目		実績	実績	実績	実績	計画	目標
			H26	H27	H28	H29	H30	H30
	①環境こだわり農産物として栽培された近江米の推進主要品種（コシヒカリ、秋の詩）の栽培面積		6,465	6,107	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	—
	②環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷販売する生産組織数		112	110	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	—
	③環境こだわり米の作付面積割合		41%	43%	45%	45%	50%以上	50%以上
④環境こだわり農産物の認知度		—	—	43.5%	—	50%以上	50%以上	

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	農業経営課 畜産課 水産課
施策	施策8 生産における薬剤などの適正使用の推進			
施策の方向	生産段階における安全性確保のため、条例第11条の規定に基づき、農薬、動物用・水産用医薬品および家畜用飼料の適正使用や、流通・販売における適正な取扱いを推進します。			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 農薬の販売および使用段階における指導（農業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者巡回指導 91者 ・農薬アドバイザー講習会 2回 349人認定 開催日時：平成29年6月21日、11月21日 内容：農薬取締法、食品衛生法、残留農薬検査、毒物及び劇物取締法の概要 <p>2 動物用医薬品等の販売および使用段階における指導（畜産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動物用医薬品および家畜用飼料販売業者への立入検査の実施 動物用医薬品の流通・販売における適正な取扱いを推進するため、許可申請、許可更新および許可後3年時を対象として39か所の立入検査を実施した。 飼料の製造工程、保管状況、取扱い種類等が届け出にある内容で行われているか、現地確認を行い問題の無いことを確認した。 飼料製造業3社 飼料販売業5社 ●動物用医薬品の適正使用等に関する啓発指導の実施 畜産農家への巡回等の訪問時を活用して、動物用医薬品の適正使用等の啓発指導および情報提供を、畜産農家 乳用牛48戸、肉用牛99戸、豚8戸、採卵鶏39戸、肉用鶏14戸 に実施した。 ●家畜用飼料の適正使用調査の実施 (平成27年度にて終了) <p>3 水産用医薬品の使用段階における指導（水産課） 養殖業者の生産現場における食品の食品安全性確保を図るため、県内養殖場の調査・監視および衛生管理指導を実施する。 ○養殖業者に対する巡回指導および情報提供件数 延べ286件 ○養殖場現場で使用する水産用医薬品の残留検査検体数 27件</p>		<p>1 農薬の販売および使用段階における指導（農業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者巡回指導 90者に実施予定 ・農薬アドバイザー講習会 2回開催予定 <p>2 動物用医薬品等の販売および使用段階における指導（畜産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動物用医薬品販売業者への立入検査の実施 動物用医薬品の流通・販売における適正な取扱いを推進するため立入検査を行う。 ●家畜用飼料の製造および販売業者への立入検査の実施 飼料の製造工程、保管状況、取扱い種類等が届け出にある内容で行われているか確認する。 ●動物用医薬品および家畜飼料の適正使用等に関する啓発指導の実施 畜産農家に対する動物用医薬品の適正使用等の啓発指導および情報提供を行う。 ●家畜用飼料の適正使用調査の実施 (平成27年度にて終了) <p>3 水産用医薬品の使用段階における指導（水産課） 養殖業者の生産現場における食品の食品安全性確保を図るため、県内養殖場の調査・監視および衛生管理指導を実施する。(水産課) ○養殖業者に対する巡回指導および情報提供件数 延べ200件 ○養殖場現場で使用する水産用医薬品の残留検査検体数 22件</p>	

	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者へ巡回指導するとともに農薬アドバイザーを育成し、農薬の適正使用を推進した。 ・全養殖業者への指導・助言を実施したとともに、養殖業者による自主的な食品の安全性確保に関する取組を促進できた。引き続きさらなる安全性確保に向けた指導を継続する必要がある。 ・動物用医薬品等の販売業者や畜産農家に対する適正な流通・使用等の啓発指導を行い、生産段階における畜産物の安全性確保の取組を推進した。 						
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	計画 H30	目標 毎年
	① 農薬販売者への巡回指導の実施	75者	75者	91者	91者	90者	毎年90者
	② 動物用医薬品販売業者への立入検査	60か所	31か所	31か所	39か所	事業者ごとに 3年に1回	事業者ごとに 3年に1回
	③畜産農家への啓発指導および情報提供	1回	1回	1回	1回	年間1回 以上	年間1回以上
	④畜産物中の飼料添加物残留調査	21検体	18検体	(H27年度 にて終了)	(H27年度に て終了)	(H27年度 にて終了)	(H27年度に て終了)
	⑤養殖業者に対する啓発指導および情報提供	337件	283件	166件	286件	200件	年間延べ320 件
	⑥養殖水産物中の水産用医薬品残留検査	27検体	27検体	27検体	27検体	22検体	年間20検体 以上

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保				関係課	畜産課			
施策	施策9 畜産物の安全性向上								
施策の方向	生産段階における畜産物の安全性確保のため、農家の飼養衛生管理の改善指導を行い、また、一層の安全性向上を図るためHACCP方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理(農場HACCP)の普及・定着を進めます。								
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績			平成30年度取組計画					
	<p>1 飼養衛生管理基準の徹底 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、畜産農家208戸(乳用牛48戸、肉用牛99戸、豚8戸、採卵鶏39戸、肉用鶏14戸)に年1回以上の立入調査を実施するとともに、必要な改善指導を行った。</p> <p>2 農場HACCPの啓発 農場HACCPの普及・定着を図るため、畜産農家(肉用牛農家、鶏農家)延べ17戸に対して、啓発指導および情報提供を行った。</p> <p>【評価】 飼養衛生管理基準の徹底では、目標としている年1回以上の立入調査を全畜産農家に実施し、遵守状況の確認と改善指導を実施した。また、農場HACCPの啓発は、県域で1回、個別で1回以上の研修会開催および畜産農家への個別指導(延べ17戸)を行い、普及啓発を図った。 生産段階における畜産物の安全性向上のため、継続して飼養衛生管理基準の遵守の徹底、農場HACCPの取組を推進する必要がある。</p>			<p>1 飼養衛生管理基準の徹底 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、畜産農家への立入調査を年1回以上実施する。</p> <p>2 農場HACCPの啓発 農場HACCPの普及・定着を図るため、畜産農家に対する啓発指導および情報提供を行う。</p>					
数値目標	項目			実績	実績	実績	実績	計画	目標
				H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①畜産農家への立入調査の実施			1回	1回	1回	1回	1回以上	1回以上
	②農場HACCP研修会の開催			1回	1回	2回	2回	2回以上	2回以上
③農場HACCP普及定着のための農家指導の実施			14戸	13戸	20戸	17戸	20戸	20戸	

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	生活衛生課
施策	施策10 食品等事業者の自主衛生管理の促進			
施策の方向	食品等事業者の自主的な衛生管理が食の安全・安心の確保を図るうえで特に重要であることから、条例第12条および第13条に基づき、自主衛生管理の具体的な方法を定め適切な実施を促進します。			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 自主衛生管理マニュアルの作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マニュアル作成促進講習会の開催 食品等事業者が、自主衛生管理マニュアルの必要性を理解し、マニュアル作成が促進されるよう、解説書を用いて講習会を開催した。 対象：従事者10人以上の飲食店、大規模食品販売施設等 回数：7回 <p>2 セーフドしがの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証施設に対する高度衛生管理の専門監視 92施設に対し外部検証を実施した。 ●認証施設数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①平成27年4月改正後の認証基準（以下「新基準」という。）に基づき、新たに11施設を認証した。（累計182施設） ②従来の認証基準（以下「旧基準」という。）に基づく既存の認証施設すべてに対し、新基準による認証への移行を指導した。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業継続中の24施設のうち、24施設を移行。 ●HACCP推進協議会の開催 認証事業者による「滋賀県HACCP推進協議会」を開催し、衛生管理に関する情報交換や技術研鑽のための講習を行った。 <p>3 関係団体との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種団体の実施する講習会等へ講師派遣等を行い、一般社団法人滋賀県食品衛生協会が自主衛生管理を促進するために実施している「五つ星事業」などの取り組みを支援した。 ●関係団体の主催する講習会で、自主衛生管理、セーフドしが等について講習を行い、周知を図った。 3団体5回80名 <p>【評価】 セーフドしが認証制度の充実と認証拡大を図るとともに、食品等事業者が自主衛</p>		<p>1 自主衛生管理マニュアルの作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マニュアル作成支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①食品等事業者が、自主衛生管理マニュアルの必要性を理解し、マニュアル作成が促進されるよう、解説書を用いて講習会を開催する。（年6回以上） ②講習会受講施設に対して、マニュアル作成状況および衛生管理の実施状況を確認するとともに、未作成の施設にはマニュアルの作成を支援する。 ③すでにマニュアルがあるために未受講であった施設に対して、マニュアル作成状況および衛生管理の実施状況を確認する。 <p>2 セーフドしがの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証施設に対する高度衛生管理の専門監視 平成29年度までに認証した営業継続中の159施設すべてに対し、外部検証を実施し、認証施設における適切な衛生管理の継続を指導する。 ●HACCP推進協議会の開催 「滋賀県HACCP推進協議会」を開催し、衛生管理に関する情報交換や講習を行う。 <p>3 関係団体との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人滋賀県食品衛生協会が自主衛生管理を促進するために実施している「五つ星事業」などの取り組みを講師派遣等により支援する。 ●関係団体の主催する食品事業者向け講習会などの機会をとらえて、セーフドしがの認証基準について講習を行い、周知を図る。 ●業界団体と連携し、小規模事業者のHACCP取り組みを支援する。 	

	生管理を実施するためのマニュアルの作成を促進するための講習会を開催し、自主的な衛生管理の向上を図った。						
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	計画 H30	目標
	マニュアル作成のための講習会を開催(H27～)	-	11回	7回	7回	6回以上	年間6回以上
	認証施設に対する高度衛生管理の専門監視	121施設	126施設	106施設	92施設	各施設1回 (159施設)	年間1回 施設毎
	認証施設数の拡大(認証数)	147施設	156施設	171施設	182施設	-	H30:175施設

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	県民活動生活課 食のブランド推進課 薬務感染症対策課 生活衛生課
施策	施策11 適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及			
施策の方向	食品表示は、県民が食品を選択する際の重要な情報源であることから、条例第23条に基づき、多岐にわたる食品表示の法令が守られるよう関係事業者の意識向上を図るとともに、県民が表示内容を正しく理解できるよう食品表示に関する知識の普及を行います。			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 関係事業者に対する適正表示の指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景品表示法に基づく表示の適正化のため、調査・指導を実施した。(県民活動生活課) 相談受付件数 226 件、通報受理件数 4 件 (うち口頭指導 1 件) ●健康食品の販売施設への立入調査を実施し表示内容を確認した。(薬務感染症対策課) 監視指導件数：141 件 ●健康食品の買上げ検査を実施した。(薬務感染症対策課) 強壯用健康食品：7 件 ●食品表示法(品質表示)に基づく食品表示の適正化について指導(食のブランド推進課) <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品表示の適正化にかかる調査・指導を実施した。 調査・指導件数 12 件 (2) 関係機関との連携による指導等 食品表示にかかる疑義情報があった場合、必要に応じて国や県の他部局へ情報を回付する等連携を行った。また、県他部局と連携して立入検査を実施した。 立入検査実施数 2 回 <p>2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滋賀県食品表示監視協議会における情報共有・連携強化 滋賀県食品表示監視協議会出席：2 回(参加行政機関：県民活動生活課、食のブランド推進課、食の安全推進室、大津市、近畿農政局など) <p>3 県民への食品表示に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品表示法に基づく適正な食品表示の知識の普及(食のブランド推進課) 		<p>1 関係事業者に対する適正表示の指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景品表示法に基づく表示の適正化のため、調査・指導を実施する。(県民活動生活課) ●医薬品的な効果効果を標榜した健康食品など、県民が喫食し健康を損ない、また、治療の機会を逸することのないよう、医薬品等一斉監視等の機会を捉えて健康食品等の表示を確認する。また、全国で違反が多発している強壯用と称され販売されている健康食品について買上げ検査を実施し、医薬品成分が含有されていないかを確認する。(薬務感染症対策課) ●食品表示法(品質表示)に基づく食品表示の適正化について指導(食のブランド推進課) <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品表示の適正化にかかる調査・食品表示 110 番による指導 (2) 関係機関との連携による指導等 <p>2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滋賀県食品表示監視協議会における情報共有・連携強化 県内における食品表示の適正化に向け、関係する行政機関等で構成される滋賀県食品表示監視協議会において情報共有や意見交換を行う。 <p>3 県民への食品表示に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品表示法に基づく適正な食品表示の知識の普及(食のブランド推進課) 	

	<p>(1) 「食品表示 110 番」により、食品表示にかかる通報、問合せ等に対応した。 受付件数 149 件</p> <p>(2) 食品表示制度を周知するため、直売所担当者等を対象とした出前講座を実施した。 実施回数 3 回</p> <p>●県民への食品表示に関する講習の実施（生活衛生課） 講習実施回数 22 回</p> <p>【評価】 ・健康食品を販売する 141 施設に対し立入調査を実施したところ、医薬品的な効能効果等を標榜していた 6 施設に対して指導を行った。</p>	<p>(1) 「食品表示 110 番」による食品表示相談</p> <p>(2) 食品表示制度の周知（出前講座の実施）</p> <p>●県民への食品表示に関する講習会の実施（生活衛生課） 開催計画回数 30 回</p>					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食品表示違反件数（食品衛生法違反または食品表示法の衛生事項違反）	10 件	8 件	8 件	12 件	10 件以下	10 件以下
②講習会等による食品表示知識の普及（講習会の開催）	7 回	21 回	18 回	22 回	30 回	30 回	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	全ての関係課 生活衛生課
施策	施策12 県民・リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映			
施策の方向	条例第27条の規定に基づき、県民、関係事業者および県が相互に情報を共有し、意見交換できる機会を提供することにより相互理解を深めるとともに、県民や関係事業者の意見を施策に反映するよう努めます。			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 効果的なリスクコミュニケーションの推進</p> <p>●シンポジウム・意見交換会の開催</p> <p>(1) 食の安全・安心ワークショップの開催 テーマ：「聞かせて、聞かせて！食中毒を防ぐアイデアを」 開催日：平成29年9月22日 場所：滋賀県立大学 A7棟 101中講義室および自習室 参加者：56名 参加者の理解度：95.1%</p> <p>(2) 地域における意見交換会の開催 開催回数：7回 参加者：203名 参加者の理解度：97.6%</p> <p>2 県民ニーズの把握</p> <p>●県政モニターアンケートの実施 実施期間：6月 アンケート内容：食の安全・安心に関する事項 (県が行う取組を信頼している県民の割合 84.1%)</p> <p>●県民が特に不安に思っている食品の検査の実施と結果の公表 県政モニターアンケートにより県民が特に不安に思っている食品を選定し、570検体の流通食品を検査し、結果をわかりやすく整理して公表した。</p> <p>3 滋賀県食の安全・安心審議会の開催 開催日：平成29年7月27日 出席者：13名 (委員：15名) 議 題：・推進計画に基づく平成28年度の施策の実施状況について ・平成29年度県政モニターアンケート(食の安全・安心)結果について ・その他</p>		<p>1 効果的なリスクコミュニケーションの推進</p> <p>●シンポジウム・意見交換会の開催 消費者、事業者、行政などの関係者が相互理解を深めるようシンポジウムや意見交換会を7回開催する。この際、参加者に対して、アンケートを実施し、参加者の理解度を把握する。</p> <p>2 県民ニーズの把握</p> <p>●県政モニターアンケート等の実施 県政モニターアンケート等により、「県が行う食品の安全性確保に関する取組を信頼している」県民の割合を把握する。</p> <p>●県民が特に不安に思っている食品の検査の実施と結果の公表 県政モニターアンケートの結果を基に、県民が特に不安に思っている食品を集中的に買い上げ、検査結果を公表することで、県民の不安の解消に努める。</p> <p>3 滋賀県食の安全・安心審議会の開催 食の安全・安心推進条例第29条に基づき、審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する事項について諮る。 開催日：平成30年7月下旬、11月中旬、2月下旬 (予定) 議題・推進計画に基づく平成29年度の施策の実施状況について ・(仮称)推進計画Ⅱの策定についての検討・承認 ・その他</p>	

	<p>【評価】 ・県内の大学に在籍する大学生等を対象に食の安全・安心に関するワークショップや消費者、事業者および県の三者による意見交換会を計画どおり開催し、相互理解を深めるとともに、県民や関係事業者の意見を施策に反映するよう努めた。</p>						
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	計画 H30	目標 毎年
	①シンポジウムや意見交換会の実施	7回	7回	7回	8回	7回	7回
	参加者理解度：	82.1%	88.1%	93.2%	97.1%	70%以上	70%以上
	②県政モニターアンケート等の実施（県が行う取組を信頼している県民の割合）	72.4%	75.2%	78.3%	84.1%	80%以上	80%以上
	③食の安全・安心審議会の開催	1回	1回	1回	1回	3回	1回

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	全ての関係課 生活衛生課 県民活動生活課
施策	施策13 食の安全性に関する情報の提供			
施策の方向	県民自らが、食に関する知識と理解を深めることができるよう食品の安全性に関する情報の収集に努め、県民にわかりやすく、正確な情報提供を行います。			
	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	<p>1 食の安全・安心に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ「食の安全情報」による情報提供（生活衛生課） タイムリーな情報の掲載や携帯版「食の安全情報」などの充実を図った。 ホームページへのアクセス件数：93,230件 ホームページの更新回数：152回 ●食品による健康被害情報の迅速な提供（生活衛生課） 近畿府県市内の食中毒情報を随時ホームページやメール（しらしがメール）により提供した。 <p>2 講習会・研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者や食品関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施（生活衛生課） ・食品関係事業者に対する講習会（食中毒予防、食品表示、自主衛生管理等） 143回、4,100名参加 ・消費者に対する講習会（手洗い講習会、食中毒予防講習会等） 52回、1,734名参加 <p>3 関係事業者の自主的な取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品の自主回収情報の迅速な提供（生活衛生課） 自主回収着手情報：26件 必要に応じて、県ホームページ、メール等を通じて県民に周知した。 ●関係事業者の自主的な取組の紹介（生活衛生課） 「セーフフードしが」の認証した施設や、食品衛生優良施設として表彰された施設について、県政e新聞などを通じて紹介した。 		<p>1 食の安全・安心に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ「食の安全情報」による情報提供（生活衛生課） ・各種媒体や講習会等の機会を活用した消費者へのPR ・食品衛生に関するタイムリーな情報の掲載 ・携帯版「食の安全情報」の充実 ●食品による健康被害情報の迅速な提供（生活衛生課） 県内および近畿府県市内で発生した食中毒情報などをホームページやメールにより迅速に提供する。 ●くらしの情報セミナー（県民活動生活課） くらしのタイムリーな情報を提供することにより、消費生活問題に関心を持ち、適切な判断・行動ができる消費者を育成する。 <p>2 講習会・研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者や食品関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施（生活衛生課） 開催回数150回 ●親子くらしの体験セミナー（県民活動生活課） 親子が体験学習を通し、食品等に対する正しい知識を身につけ、健康的な生活を送ることができるように教室を開催する。 <p>3 関係事業者の自主的な取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品の自主回収情報の迅速な提供（生活衛生課） 人の健康に係る被害が生じる、または生じるおそれがあると考え、食品の自主回収に着手した食品関連事業者からの報告について、必要に応じて、県ホームページ、メール等を通じて周知する。 	

	<p>【評価】 ・県ホームページ「食の安全情報」に掲載する情報を充実させるとともに、食中毒の情報などの迅速な情報提供に努め、県民自らが、食に関する知識と理解を深めることができるよう努めた。</p>						
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①ホームページへのアクセス件数	61,760件	71,994件	377,151件	93,230	50,000件	50,000件
	②ホームページの更新回数	126回	201回	190回	152回	100回	100回
	③消費者や関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施	183回	263回	178回	195回	150回	150回

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	健康寿命推進課 食のブランド推進課 保健体育課
施策	施策14 食育の推進			
施策の方向	条例第25条の規定に基づき、県民に食に関する知識や食を選択する力を身につけてもらうとともに、食の安全・安心の確保を図るため、食育の推進を通じて正しい知識の普及啓発を行います。			
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 食育推進活動者の育成(健康寿命推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食育推進活動者に対する研修会の実施 テーマ 「未来に生かす 滋賀の食文化」 月日 平成29年7月26日 場所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 参加者 251名 <p>2 農業体験学習を通じた食育の推進(食のブランド推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●たんぼのこ体験事業(市町向け自治振興交付金) 農業体験学習が、全市町で実施された。実施校数：199校(未確定) <p>3 安全・安心な学校給食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食用野菜を供給する生産者組織等の取組を支援することで、農作業体験学習や出前講座を通じた子どもたちへの食育活動に取り組まれた。(食のブランド推進課) 実施市町・団体数：5市町10団体 ●湖っ子食育推進事業(13年目)の取組(保健体育課) <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な学校給食の推進に関する講習会の実施 月日 平成29年7月24日 場所 県庁東館7階 大会議室 参加者 学校給食関係者 123名 ・食に関する指導研修会の実施 月日 平成29年6月27日 場所 栗東芸術文化会館 さきら中ホール 参加者 食育担当、栄養教諭等 97名 		<p>1 食育推進活動者の育成(健康寿命推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食育推進活動者に対する研修会の実施 県内の食育関係者を対象に研修会を実施 月日 平成30年6月15日(金) 場所 滋賀県立県民交流センター ピアザ淡海 <p>2 農業体験学習を通じた食育の推進(食のブランド推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●たんぼのこ体験事業(市町向け自治振興交付金) 小学校において児童自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を地域の農業者等とともに実施する。 また、農業体験学習に加え、農作物の生育観察、水田等に生息する動植物観察ならびに地域農産物の学習、地元食材を利用した調理体験などを行う「ステップアップ事業」を実施する。 <p>3 安全・安心な学校給食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食用野菜を供給する新たな生産者組織等の取組を支援し、食育活動の一層の推進を図る。(食のブランド推進課) ●湖っ子食育推進事業(14年目)の取組(保健体育課) <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な学校給食の推進に関する講習会(年間1回)の開催 ・食に関する指導研修会(年間1回)の開催 ・小中学校における「食育の日」の取組の推進 ・「湖っ子食育大賞」表彰 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における「食育の日」の取組の推進 学校給食の目標や教科等との関連、児童生徒会活動など学校での食育の取組が報告された。 ・「湖っ子食育大賞」表彰 応募校から大賞校1校、優秀校4校を選定し、表彰した。 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験学習は約9割の小学校で実施され、食に関する理解を高める取組ができた。 ・食育研修会は多数の参加者があり、食育に関する理解を深めることができた。今後も幅広く食育に関するテーマの研修会を開催することが必要である。 ・給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動における食に関する指導等により、給食の残食の減少や食に対する意識の向上につながる成果が表れている。 						
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	計画	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食育推進活動者に対する研修会の実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	②学校給食における地場産物を使用する割合	27.2%	29.8%	28.0%	28.5%	30%	30%
③安全・安心な学校給食の推進に関する講習会および食育研修会の実施	2回	3回	2回	2回	2回	2回以上	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上					関係課	農業経営課 食のブランド推進課		
施策	施策15 地産地消の推進								
施策の方向	条例第28条の規定に基づき、地産地消の推進を通じて、生産者と消費者の信頼関係を構築することにより、県産農畜水産物に対する信頼の一層の向上に努めます。								
平成29年度 取組実績 および 平成30年度 取組計画	平成29年度取組実績			平成30年度取組計画					
	<p>1 野菜など園芸品目の生産拡大（農業経営課） 地域の特性を活かした園芸作物等の産地づくり戦略の策定を支援し、戦略的な産地化に向けた取組を促進した。 戦略策定数：29 戦略</p> <p>2 学校給食での地産地消の推進（食のブランド推進課） ●学校給食用野菜を供給する生産者組織等の取組を支援することで、 ・農作業体験学習や出前講座を通じた子どもたちへの食育活動に取り組み、学校給食への地場産野菜の供給拡大にも取り組まれた。 実施市町・団体数：5市町10団体 ・学校側に県産野菜の生産に関する理解を深める活動や学校給食メニューの開発等に取り組んでもらうことで地産地消を推進した。 開発メニュー数：6メニュー</p> <p>3 地産地消推進キャンペーンの展開（食のブランド推進課） ●食品販売事業者等と県とが協働して地産地消を進める「おいしが うれしが」キャンペーンを展開し、登録事業者数が増加した。 キャンペーン推進店 1,647店舗（H28年度末：1,567店舗） キャンペーンサポーター：356事業者（H28年度末：325事業者）</p> <p>【評価】 ・推進キャンペーンでは、取組の結果、推進店が80店舗（+5.1%）、サポーター31事業者（+9.5%）増加し、地産地消の輪が広がった。</p>			<p>1 野菜など園芸品目の生産拡大（農業経営課） 地域の特性を活かした園芸作物等の戦略的な産地化に向けた取組を支援し、地域の創意工夫をこらした取組を促進する。</p> <p>2 学校給食での地産地消の推進（食のブランド推進課） ●学校給食用野菜を供給する新たな生産者組織等の取組を支援し、食育活動の一層の推進を図るとともに、引き続き、学校側からの県産野菜の生産に関する理解を深める活動等に対して支援することにより学校給食での地産地消を推進する。</p> <p>3 地産地消推進キャンペーンの展開（食のブランド推進課） 食品販売事業者等と県とが協働して地産地消を進める「おいしが うれしが」キャンペーンのさらなる活性化を図る。</p>					
数値目標	項目			実績	実績	実績	実績	計画	目標
				H26	H27	H28	H29	H30	
	①販売用野菜作付面積の拡大			1,387ha	1,446ha	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	H27:1,500ha
	②野菜の産出額			—	—	122億円	公表未だ	125億円	H32:126億円
	③学校給食における地場産物を使用する割合			27.2%	29.8%	28.0%	28.5%	30%	30%
④「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数			—	1,316店舗	1,388店舗	1,454店舗	1,500店舗	H32:1600店舗	

